

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年9月15日（令和5年（行情）諮問第812号ないし同第814号）

答申日：令和6年3月29日（令和5年度（行情）答申第894号ないし同第896号）

事件名：「将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項」（基本研究第32号）の一部開示決定に関する件
特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件
特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、別紙の3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年3月14日付け防官文第4110号、同年5月20日付け同第9789号、同年7月29日付け同第14749号並びに令和5年5月25日付け同第11340号、同第11341号及び同第11342号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定及び各一部開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分6」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

(1) 審査請求書1（原処分1について）

ア 電磁的記録についても特定を求める。

本件対象文書に電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

イ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決

定) をすることを求める。

平成24年度(行情)答申第365号及び第367号に従い「全体の決定が見通せるような実質的な決定(いわばサンプル的な決定) をすること」を求めるものである。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(2) 審査請求書2(原処分2について)

ア及びイ 上記(1)ア及びイのとおり。

ウ 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

(3) 審査請求書3(原処分3について)

電磁的記録についても特定を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

(4) 審査請求書4(原処分4ないし原処分6について)

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確になるように開示を実施する必要がある」(24頁)と定めており、「部分開示(部分不開示)の範囲(量)が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 上記(1)アのとおり。

エ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

オ 上記(1)ウのとおり。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分4について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる(1)の文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年3月14日付け防官文第4110号により、文書1の1枚目及び2枚目について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、令和5年5月25日付け同第11340号により、文書1の1枚目及び2枚目を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分4)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分4に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年5か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分2及び原処分5について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる(2)の文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書2を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年5月20日付け防官文第9789号により、文書2の3枚目及び4枚目について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分2)を行った後、令和5年5月25日付け同第11341号により、文書2の1枚目ないし4枚目を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分(原処分5)を行った。

本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(3) 原処分3及び原処分6について

本件開示請求は、別紙の1に掲げる(3)の文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書3を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和4年7月29日付け防官文第14749号により、文書3の5枚目及び6枚目について、法9条1項に基づく開示決定

処分（原処分3）を行った後、令和5年5月25日付け同第11342号により、文書3の1枚目ないし6枚目を除く部分について、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分6）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分6に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分4について

ア 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。

ウ 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらぬ。

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オ 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、

不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

カ 審査請求人は、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、原処分を行うに当たって、本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたものの全てであり、また、本件審査請求を受け、念のため、関係部署において、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する行政文書を保有していないか改めて探索を行ったが、本件対象文書が全てであることを確認した。

キ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

(2) 原処分2及び原処分5について

ア 上記(1)アのとおり。

イ 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分2を行ったものである。

ウないしキ 上記(1)ウないしキのとおり。

(3) 原処分3及び原処分6について

上記(1)ア及びウないしキのとおり。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年9月15日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第812号ないし同第814号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年10月27日 審議（同上）
- ④ 令和6年3月8日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同月22日 令和5年（行情）諮問第812号ないし同第814号の併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、

本件対象文書を特定し，その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対して審査請求人は，文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象文書の見分結果を踏まえ，本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について，当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ，諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件対象文書は，一つの行政文書の全部（文書1）とその一部（文書2及び文書3）であるところ，本件各開示請求については，原処分1及び原処分4に係る行政文書開示請求書には，「将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要望事項」及び「【裏面をご参照下さい】」と記載の上，別件の開示請求において開示された文書の一部が添付されていたことから，同文書に記載のある「将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項」の開示を求めているものと解し，この「要請事項」の一部の開示を求めていると解される原処分2及び原処分5並びに原処分3及び原処分6に係る各行政文書開示請求書の記載を踏まえ，本件対象文書を特定したものである。

イ 本件対象文書は，陸上幕僚監部において作成した文書であり，陸上自衛隊教育訓練研究本部において，調査研究の成果として保有しているものである。

ウ 本件対象文書をつづっている行政文書ファイルには本件対象文書のみがつづられている。

エ 本件審査請求を受け，念のため，関係部署において，執務室内の書棚，書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに，本件対象文書の特定方法に問題はなく，本件対象文書には手書きの部分やスタンプが認められ，上記第3の3(1)アの諮問庁の説明のとおり，本件対象文書は紙媒体であることがうかがわれる上，上記(1)ウの保管状況及び上記(1)エの探索状況を踏まえると，本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然，不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると，防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められず，本件対象文書を特定したことは，妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、陸上自衛隊における防衛力整備に係る研究の内容が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

不開示部分のうち、別紙の3に掲げる部分以外の部分については、これを公にすることにより、我が国の防衛体制が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、別紙の3に掲げる部分については、原処分において開示されている部分から容易に推測できる内容であり、これを公にしたとしても、我が国の安全が害されるおそれがあるとは認められないことから、当該部分は、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、別紙の3に掲げる部分を除く部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫, 委員 田村達久, 委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

- (1) 「将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要望事項」及び当該研究を綴っている行政文書ファイルに綴られた他の文書の全て。
- (2) 防官文第4110号(2022. 1. 11-本本B2177)で残りの部分とされた全て。
- (3) 防官文第9789号(2022. 3. 22-本本B2902)で残りの部分とされた全て、及び当該研究のフォローアップ作業に関して行政文書ファイルに綴られた文書の全て。*「フォローアップ作業」の意味は、「人事関係施策等検討会議」概要の「目的」に掲載されているものと同じ。

2 本件対象文書

- 文書1 将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項(基本研究第32号)
- 文書2 将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項(基本研究第32号)(1枚目及び2枚目を除く。)
- 文書3 将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項(基本研究第32号)(1枚目ないし4枚目を除く。)

3 開示すべき部分

- (1) 文書1の151枚目の本文の1行目の不開示部分全て
- (2) 文書2の149枚目の本文の1行目の不開示部分全て
- (3) 文書3の147枚目の本文の1行目の不開示部分全て

別表

文書1 将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項（基本研究第32号）

不開示とした部分	不開示とした理由
7枚目, 8枚目, 11枚目, 12枚目, 16枚目, 23枚目, 35枚目, 45枚目, 46枚目, 51枚目, 53枚目ないし55枚目, 60枚目, 71枚目, 72枚目, 75枚目, 76枚目, 78枚目, 92枚目, 96枚目, 98枚目, 99枚目, 114枚目及び139枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備の諸研究に関する情報であり, これを公にすることにより, 我が国の防衛体制が推察され, 防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし, ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから, 法5条3号に該当するため不開示とした。
13枚目ないし15枚目, 17枚目ないし22枚目, 24枚目ないし34枚目, 36枚目ないし41枚目, 43枚目, 47枚目, 48枚目, 52枚目, 56枚目ないし59枚目, 61枚目ないし67枚目, 73枚目, 74枚目, 77枚目, 79枚目ないし83枚目, 85枚目, 87枚目ないし91枚目, 93枚目ないし95枚目, 97枚目, 100枚目ないし103枚目, 105枚目, 107枚目ないし113枚目, 115枚目ないし127枚目, 129枚目, 131枚目, 133枚目ないし138枚目, 141枚目ないし143枚目, 145枚目, 147枚目, 148枚目及び151枚目ないし155枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
104枚目, 106枚目, 130枚目, 132枚目, 140枚目及び146枚目のそれぞれ全て	

※枚数の表記については, 原処分1(令和4年3月14日付け防官文第4110号)で決定した1枚目及び2枚目を除いて記載している。

文書2 将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項（基本研究第32号）（1枚目及び2枚目を除く。）

不開示とした部分	不開示とした理由
5枚目, 6枚目, 9枚目, 10枚目, 14枚目, 21枚目, 33枚目, 43枚目, 44枚目, 49枚目, 51枚目ないし53枚目, 58枚目, 69枚目, 70枚目, 73枚目, 74枚目, 76枚目	防衛省・自衛隊における防衛力整備の諸研究に関する情報であり, これを公にすることに

目， 90枚目， 94枚目， 96枚目， 97枚目， 112枚目及び137枚目のそれぞれ一部	より，我が国の防衛体制が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
11枚目ないし13枚目， 15枚目ないし20枚目， 22枚目ないし32枚目， 34枚目ないし39枚目， 41枚目， 45枚目， 46枚目， 50枚目， 54枚目ないし57枚目， 59枚目ないし65枚目， 71枚目， 72枚目， 75枚目， 77枚目ないし 81枚目， 83枚目， 85枚目ないし89枚目， 91枚目ないし93枚目， 95枚目， 98枚目ないし 101枚目， 103枚目， 105枚目ないし111枚目， 113枚目ないし125枚目， 127枚目， 129枚目， 131枚目ないし136枚目， 139枚目ないし141枚目， 143枚目， 145枚目， 146枚目及び149枚目 ないし153枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
102枚目， 104枚目， 128枚目， 130枚目， 138枚目及び144枚目のそれぞれ全て	

※枚数の表記については，原処分2（令和4年5月20日付け防官文第9789号）で決定した3枚目及び4枚目を除いて記載している。

文書3 将来における国土開発に対し陸上防衛の見地からする要請事項（基本研究第32号）（1枚目ないし4枚目を除く。）

不開示とした部分	不開示とした理由
3枚目， 4枚目， 7枚目， 8枚目， 12枚目， 19枚目， 31枚目， 41枚目， 42枚目， 47枚目， 49枚目ないし 51枚目， 56枚目， 67枚目， 68枚目， 71枚目， 72枚目， 74枚目， 88枚目， 92枚目， 94枚目， 95枚目， 110枚目及び135枚目のそれぞれ一部	防衛省・自衛隊における防衛力整備の諸研究に関する情報であり，これを公にすることにより，我が国の防衛体制が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。
9枚目ないし11枚目， 13枚目ないし18枚目， 20枚目ないし30枚目， 32枚目ないし37枚目， 39枚目， 43枚目， 44枚目， 48枚目， 52枚目ないし 55枚目， 57枚目ないし63枚目， 69枚目， 70枚目， 73枚目， 75枚目ないし79枚目， 81枚目， 83枚目ないし 87枚目， 89枚目ないし91枚目， 93枚目， 9	

6枚目ないし99枚目，101枚目，103枚目 ないし109枚目，111枚目ないし123枚 目，125枚目，127枚目，129枚目ないし 134枚目，137枚目ないし139枚目，14 1枚目，143枚目，144枚目及び147枚目 ないし151枚目のそれぞれページ番号を除く全 て	
100枚目，102枚目，126枚目，128枚 目，136枚目及び142枚目のそれぞれ全て	

※枚数の表記については，原処分3（令和4年7月29日付け防官文第14749号）で決定した5枚目及び6枚目を除いて記載している。